

枚方市テイクオフ補助金のご案内

1. 制度の概要

創業初期の中小企業者に対して、事務所（店舗、研究所、工場等を含む）の用に供する建物の賃借料を補助します。

2. 補助対象者

●次のいずれかに該当すること

A. インキュベートルームを1年以上使用し、補助金交付申請時（前年度以前に補助金の交付を受けた者については、当初の申請時）において、インキュベートルームの使用の終了後1年を経過していない者。

B. 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を認定市町村から受けた者であって、補助金の交付の申込み時において当該証明の有効期限を経過していない者。

●市内に在住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること（法人の場合にあつては、登記された本店の所在場所が市内にある者であること。）。

●市税等を滞納していないこと。

※他にも要件があります。詳細はお問い合わせください。

3. 補助対象建物（いずれにも該当すること）

●補助対象者が自ら賃貸借契約を締結しているものであること。

●事業を営むために継続して使用するものであること。

●市内にあり、住居と兼用しないものであること。

●貸主が次のいずれかに該当しないこと。

イ. 補助対象者の3親等内の親族

ロ. 経営する者が補助対象者又は補助対象者の3親等以内の親族である法人

ハ. ロに該当する法人の子会社その他イ又はロに掲げる者に準ずると市長が認めるもの

4. 補助対象経費

補助対象者が賃借する事務所（店舗、研究所、工場等を含む）の用に供する建物の賃借料

※但し、敷金、礼金、共益費その他これに類する費用を除きます。

※当初の補助金の交付の対象となった最初の月から起算して12か月分の賃借料が対象です。

5. 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）

月額5万円を上限とします。

6. 手続きの流れ

①交付申請

下記必要書類を商工振興課まで提出してください。

◇枚方市テイクオフ補助金交付申請書（様式1）【氏名欄は原則自署（法人の場合代表者印の記名押印も可）】

◇事業計画書（様式2）【氏名欄は原則自署（法人の場合代表者印の記名押印も可）】

◇＜個人の場合＞住民票及び開業届の写し ＜法人の場合＞法人の登記事項証明書

◇建物の賃貸借契約書の写し

◇市税の滞納無証明書 ※市役所本館1階 証明発行コーナー等で取得可能です。

◇事業の概要がわかるもの（会社案内、パンフレット等）

◇同意書

※各月の10日（閉庁日の場合は翌閉庁日）までに提出した場合は翌月から、それ以降の提出の場合は翌々月からの交付となります。

※前年度に交付決定を受けていた者が引き続き申請する場合は別途指定した期日に提出を行ってください。

②交付の決定

申請内容を審査し、適正であると認められる場合に、申請者に対し、枚方市テイクオフ補助金交付決定通知書を送付します。

③申請内容に変更があった場合

軽微な場合を除き変更申請書（様式3）の提出が必要です。まずはご連絡ください。

④交付請求【3か月ごとに行ってください】

下記必要書類を期日までに提出してください。

◇枚方市テイクオフ補助金交付請求書（様式5）【氏名欄は原則自署（法人の場合代表者印の記名押印も可）】

◇事業進捗状況報告書（様式6）【氏名欄は原則自署（法人の場合代表者印の記名押印も可）】

◇賃借料の支払が確認できる書類（領収書、請求書、取引履歴の写し等）

<請求期日>※閉庁日の場合は翌営業日

4～6月分賃借料 →同年6月10日

7～9月分賃借料 →同年9月10日

10～12月分賃借料 →同年12月10日

1～3月分賃借料 →同年3月10日

※賃借料が後払いのため請求期日に間に合わない場合はご相談ください。

※該当月分を期日までにご請求ください。期日までに請求がない場合は補助できません。

※翌年度以降に支払った賃借料は対象となりません。ご注意ください。

⑤調査

必要に応じて、事務所等の立ち入り調査を行うことがあります。

⑥補助金の支払

請求内容を審査し、適正であると認められる場合に、指定口座に補助金を振り込みます。

⑦完了報告

補助金の交付対象期間が終了した後（終了日が3月31日の場合は3月31日までに）、下記必要書類を提出してください。（間に合わない場合は必ずご相談ください）

◇枚方市テイクオフ補助金実績報告書（様式7）【氏名欄は原則自署（法人の場合代表者印の記名押印も可）】

◇<個人の場合> 直近の確定申告書（控）の写し <法人の場合> 直近の決算書

7. その他

市が定めている各様式（交付申請書等）の氏名欄は、自署（法人にあっては、代表者が自署しない場合記名押印（代表者印に限る）も可）により記入してください。

補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めてそれに相当する金額の返還を求めます。

【問い合わせ】

枚方市大垣内町2丁目1-20 枚方市役所 観光にぎわい部 商工振興課

TEL：072-841-1325 FAX：072-841-1278